

(別紙 2)

論文審査の結果の要旨

氏名 グエン ティ ラン フオン

旧国営企業（現国有企業）の改革は、市場経済の導入による経済発展を課題とするドイモイ（刷新＝旧ソ連のペレストロイカ、中国の開放改革経済政策にあたる）政策下のベトナムにおける、最大の経済的、社会的問題である。しかし、国外では、開発経済学からの政策提言的な研究、またベトナムでは政策理論としての研究はあっても、政策展開と実態調査とを結びつけた総合的な研究は少ない。提出論文は、本来、ベトナム商法の専門家としてハノイ大学法学部で教鞭をとっていた筆者が、本研究科において日本、イギリス、ロシアでの国営企業の民営化過程の研究をすすめる、さらに JICA などの研究委託により、ベトナムでの現場企業の企業経営、労使関係の実態を調査し、ベトナム共産党の政策過程を詳細に検討した、ドイモイベトナム研究史上において特筆すべき業績であり、社会主義企業法の新しい道程をみずえる画期的な論文である。

ベトナムの国営企業は、全人民所有制度のもとで、政府の経済計画を達成し、労働者の雇用を確保する制度である。一般には、ベトナムのドイモイ政策は、社会主義経済の市場経済への移行政策として理解されているが、共産党の見解では最終目的である社会主義経済社会への道程として、経済部門に市場経済を導入したものである。したがって、市場経済のもとで、経営自主権を獲得した国営企業（国有企業とよぶ）も、企業利潤の追求だけではなく、地方における産業振興、雇用の確保をその主な企業目的としなければならない。この非経済的機能を維持するために、国家は国有財産を資本として国有企業に賦与し、経営不振にもてあついで資金援助を行う。その代わりに、親会社であり、持ち株会社である国家総会社を通じて、国有企業の経営者の任免、重要な経営方針などを強力に管理し、企業内党組織、企業内労働者の経営への発言力もきわめて強いことなどを、豊富な実地調査により実証した。

90年代半ば以降、民間資本、外国直接投資の活用のために国有企業の株式化が進められたが、この場合も株式総数の50%以上は国家によって保有され、また多くの株式が労働者に譲渡され、民間投資家の経営参加は難しい。これらのベトナム国有企業の民営化の不徹底は、国有企業が利潤追求のほかに社会的任務をもたされているからである。筆者によれば、多くの国有企業が余剰労働力の整理ができない理由もこれによる。筆者は、社会主義下の民営化の問題点が、党体制がめざす企業像と市場経済下の企業像との矛盾にあるとし、この矛盾を克服する新たな法体系の整備を提議している。

以上のように、本論は国有企業の民営化にともなう本質的な問題点を抽出し、それが社会主義の企業論と市場経済下の企業論との矛盾にあることを指摘し、新しい展開の必要を論じている。これはこれまでの市場経済論者による国有企業民営化論のもつ安易なアプローチを批判し、ベトナム国情の地域論的認識に立脚した、きわめてすぐれた指摘であり、ベトナム人の長期日本留学にしてはじめて生まれた識見である。

日本語にやや不十分な表現があり、また重複がまみられるなどなど、若干の表現上の問題があるが、これは十分に修正可能である。本審査委員会は、本論文が博士（文学）の学位を授与するにふさわしい水準に達していると判断する。